

「VHF帯加入者系無線システムの高度化に係る技術的条件」 に関する検討の進め方（案）

「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」（諮問第2033号）のうち「VHF帯加入者系無線システムの高度化に係る技術的条件」に関し、以下のとおり検討を進めることとする。

1 検討対象無線システム及び検討事項

VHF帯加入者系無線システムの高度化に係る技術的条件を策定するため、現在の利用環境及び諸課題を踏まえて以下の事項を検討する。

- (1) VHF帯加入者系無線システムについて、現状アナログ方式であることからデジタル化等を図り、効率的な周波数利用となる技術的条件
- (2) 54～68MHzにおいて周波数を共用している他システムとの共用に関する技術的条件

2 当面のスケジュール

別紙のとおり。

3 検討体制

本件の検討事項について、委員会が検討のために必要とする情報を収集し、委員会の審議を促進させるため、新たに「VHF帯加入者系無線システム作業班」を設置して調査検討を行うこととする。

なお、必要に応じて、関係者をオブザーバーとして参加させることとする。

「VHF 帯加入者系無線システムの高度化に係る技術的条件」
の検討スケジュール(案)

年月	分科会・委員会	作業班
令和元年 9月	委員会 (9/5) ・調査検討事項／進め方	第1回 作業班 ・調査検討事項／進め方の確認 ・共用検討 等
10月	委員会 (10/3) ・意見聴取 分科会 (10/8) ・検討開始報告	第2回 作業班 ・技術的条件案検討
11月		第3回 作業班 ・意見聴取を踏まえた作業班報告書の 検討 第4回 作業班 ・作業班報告書(案)の取りまとめ
12月	委員会 (12/5) ・作業班報告 ・委員会報告案のパブコメ 上旬 パブコメ開始 (意見募集期間 1月中旬まで)	
令和2年 1月	↓	第5回 作業班 ・作業班報告の策定
2月	委員会 (2/6) ・委員会報告案とりまとめの検討 等 分科会 (2/18) ・一部答申	

VHF 帯加入者系無線システム作業班の運営方針

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会（以下「委員会」という。）主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班に主任を置き、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班は、主任が招集する。主任は、作業班を招集する際は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は、構成員に調査の協力を求めることができる。
- (5) 主任は、必要があると認めるときは、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議及び資料の公開

会議及び資料は、次の場合を除いて原則公開する。

- (1) 会議及び資料を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

事務局は、総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室とする。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
VHF 帯加入者系無線システム作業班 構成員（案）

（敬称略：主任以外は五十音順）

氏 名	所 属
主任 前原 文明	早稲田大学 理工学術院 情報通信学科 教授
相沢 素也	東芝インフラシステムズ株式会社 府中事業所放送・ネットワークシステム部
池田 正	西菱電機株式会社 防災システム事業部 技術部 担当部長
犬飼 修	沖電気工業株式会社 情報通信事業本部 社会インフラソリューション事業部 地域ソリューション第一部 担当部長
小原 郁夫	日本無線株式会社 無線インフラ技術部 同報無線システムグループ
小竹 信幸	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 技術部 部長
加藤 数衛	一般社団法人電波産業会 防災行政無線システム作業班
川瀬 克行	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社 システム開発本部 ネットワークソリューション部 参事
児島 史秀	国立研究開発法人情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク総合研究センター ワイヤレスシステム研究室 室長
椎木 裕文	日本電気株式会社 スマートインフラ事業部 第二事業推進部 マネージャー
仲田 樹広	株式会社日立国際電気 事業企画本部 次世代技術開発部 副技師長
濱中 太郎	日本放送協会 技術局 計画管理部
古川 昌一	株式会社富士通ゼネラル 情報通信システム本部情報通信システム事業部 事業部長代理
宮城 利文	日本電信電話株式会社 情報ネットワーク総合研究所 アクセスサービスシステム研究所 無線エントランスプロジェクト 主幹研究員
吉岡 正文	一般社団法人電波産業会 固定系将来展望調査研究会 VHF 帯検討アドホック

（15名）

令和元年9月6日
情報通信審議会
情報通信技術分科会
陸上無線通信委員会

「VHF帯加入者系無線システムの高度化に係る技術的条件」についての 関係者からの意見聴取

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会（主査：安藤 真 独立行政法人国立高等専門学校機構 理事。以下「委員会」という。）では、平成25年5月17日付け諮問第2033号「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「VHF帯加入者系無線システムの高度化に係る技術的条件」について、令和元年9月5日（木）から検討を開始し、令和2年2月頃をめどに一部答申案の取りまとめを行う予定です。

つきましては、令和元年10月3日（木）14時00分から開催を予定している委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることといたしますので、希望される方は下記の要領により申し出てください。

記

1 意見陳述を行える関係者

「VHF帯加入者系無線システムの高度化に係る技術的条件」に関し、学識経験を有する者（国籍を問わない）。

2 意見陳述の方法

意見陳述は、令和元年10月3日（木）14時00分から開催予定の委員会において日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書（日本語に限ります。）による意見の提出も可能とします。

3 意見陳述のために必要な手続

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名（法人又は団体（以下「法人等」という。）の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。）、住所、電話番号、職業（法人等の場合は記載を要しない。）及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又はEメールにより令和元年9月20日（金）17時（必着）までに下記4の提出先に提出してください。

また、審議時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担といたします。

4 内容の問合せ先及び意見の提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室

担 当：棚田課長補佐、福川第一マイクロ通信係長

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電 話：03-5253-5886

F A X：03-5253-5889（電話連絡後送付を願います。）

E-mail：fix-micro_atmark_soumu.go.jp

（スパムメール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直して下さい。）

[連絡先]

【意見聴取について】

総務省 総合通信基盤局 電波部

基幹・衛星移動通信課 基幹通信室

担 当：棚田課長補佐、福川第一マイクロ通信係長

電 話：03-5253-5886

FAX：03-5253-5889

E-mail：fix-micro_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

【情報通信審議会について】

情報通信審議会事務局

（総務省 情報流通行政局 総務課 総合通信管理室）

電 話：03-5253-5432